

KMバイオロジクス 新型インフルエンザ等対策業務計画（要旨）

当社は「新型インフルエンザ等対策特別措置法」における指定公共機関に指定されています。

新型インフルエンザ等が発生した際に、その対策を実施する責務を有しており、政府行動計画に基づき「KMバイオロジクス 新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「本業務計画」）」を策定しています。

【本業務計画の要旨】

1. 基本方針

1) 当社の基本方針

- ・プレパンデミックワクチンおよびパンデミックワクチンの生産を優先し、それ以外の製剤は、別途定める供給継続する製品の優先順位に基づき、必要性の高い製品のみ生産・供給を継続する。
- ・新型インフルエンザ等蔓延のリスクの低減、拡大防止に向けての社会的役割を果たすために、従業員とその家族に対し、適切な安全対策を講じる。

2) 指定公共機関としての責務

- ・当社は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくパンデミックワクチン製造事業者指定公共機関として指定されており、新型インフルエンザ等感染症の発生時には、日本国民の約半数にあたる5,700万人分のパンデミックワクチンを製造・供給する責務を有する。

2. 行動計画（新型インフルエンザ等発生時における対策）

1) 職場における感染対策（予防とまん延防止）

- ・特定接種の対象者に対するワクチン接種、従業員や訪問者が職場に入る前の問診や検温、手指消毒・不織布マスク着用の励行等の感染因子対策を行う。

2) 新型インフルエンザ等対策事業計画遂行体制への移行

- ・新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、WHO による新型インフルエンザ関連のPHEIC 宣言が出された場合には、本業務計画を発動し、緊急対策本部として「新型インフルエンザ等対策本部」（以下、「対策本部」）を立ち上げ、「新型インフルエンザ等対策委員会」（以下、「対策委員会」）を設置する。
- ・対策委員会は、KMバイオロジクス新型インフルエンザ等対策業務計画に基づいた行動計画の遂行体制への移行の検討と早期に求められる確認・判断事項を整理し、対策本部

に諮る。

3) 行動計画の遂行

- ・対策本部による行動計画の遂行が決定した場合には、対策委員会を中心に直ちに必要なワーキンググループ(以下、「WG」)の設置を行い、あらかじめ定めた行動計画を推進する。
- ・各 WG は本業務計画の基本方針に従い行動計画を遂行し、厚生労働省からのプレパンデミックワクチンの製剤化要請ならびにパンデミックワクチンの生産要請を受けた場合に直ちにその体制を取ることができるよう準備を進める。
- ・厚生労働省からのプレパンデミックワクチンの製剤化要請ならびにパンデミックワクチンの生産要請を受けた場合には、直ちに各ワクチンの生産・供給業務を開始する。
- ・各 WG は業務遂行時に得られた情報を対策委員会に報告する。
- ・対策委員会事務局は各 WG からの情報を集約の上、必要に応じて適宜共有を図る。
- ・対策委員会事務局から連絡を受けた各部署は、あらかじめ整備した社内連絡網を用いて速やかに情報を伝達する。

4) 従業員の発症状況や欠勤可能性の確認方法

- ・毎日出勤前の検温を義務付け、37.5°C以上であった場合は、出勤自粛の措置を取る。
- ・出勤後に体調が悪化した場合は、速やかに社内健康管理室で処置を受け、原則帰宅させる。

5) 関係諸機関との連携

- ・本業務計画の遂行に当たり連携が必要となる関係諸機関とはあらかじめリストアップした連絡先一覧を用いて適切な連携を図る。

以上